

第 1 3 9 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 9 月 2 0 日 (火) 午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 9 月 2 0 日 (火) 午後 1 時 5 5 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 9 月 2 0 日 (火) 午後 2 時 4 1 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 勤労者福祉センター 4 階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席, 欠席の別
出席 1 3 名 欠席 4 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	欠席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	欠席
8	河田 敬司	欠席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	欠席			

- 6 事務局出席者
事務局：担当局長 佐古 和之
総務・農政担当課長 菱川 真輔 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 山田 遼介
- 7 傍聴者 0 名
- 8 議 題
第 1 号議案 農地関係申請等について
申 請 等 (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
(2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
(3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
(4) 転用事業計画変更承認申請について
(5) 農地法 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
報 告 (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
(2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
(3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
(4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
(5) 農地改良届について
第 2 号議案 農政関係等について
(1) 農政関係等について
(2) その他
- 9 議事録署名委員の番号及び指名 7 番 賀門 義和 1 3 番 小林 弘幸

10 議事の内容

- 議長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第139回総会を開会します。(あいさつ)
議事録署名委員を指名します。7番, 賀門委員 13番, 小林委員 にお願
いします。
議案の審議の前に, 事務局, 訂正等あればお願いします。
- 田尾係長 議案の訂正があります。
お手元にお配りした正誤表をご覧ください。
申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について, 議案4ページ
5番の「転用目的」欄の「露天駐車場 71.69」が「露天駐車場 18.
00」に, 「建ぺい率」欄の「25」が「22」に訂正となります。
訂正は以上です。
- 議長 それでは, 議案の審議に入ります。第1号議案, 農地関係申請等について,
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての
審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 1ページ1番, 受人は芳賀に居住し, 渡人である父とともに約1.1haの
農地を耕作する農業者で, 受贈により芳賀の田畑を所有権移転しようとする
ものです。
取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係
等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件を全て満
たしていると考えます。
2番, 受人は中原に居住し, 約93aの農地を耕作する農業者で, 増反によ
り中原の畑を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係
等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件を全て満
たしていると考えます。
- 議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて, 協議会に出席された委員さんの意見
をお願いします。
- 角南委員 中・中央地区協議会で, 1番から2番までの2件について協議したところ,
事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同
様の意見です。
- 議長 他の委員さん, 何かご意見がありますか。
全員 異議なし。
- 議長 次に, 北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 1ページ3番, 受人は赤磐市^{ふたい}二井に居住し, 世帯で約1haの農地を耕作す
る農業者ですが, 増反により撫川の田を所有権移転しようとするものです。
取得後のすべての農地を利用すること, 機械, 労働力, 技術, 地域との関係
等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件をすべて
満たしていると考えます。
4番, 受人は倉敷市栗坂に居住し, 世帯で約51aの農地を耕作する農業者
ですが, 増反により大内田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

遠藤委員 北・吉備地区協議会で、3番から4番までの2件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 1 ページ5番、受人は北区学南町三丁目に居住し、新規就農により御津河内の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は建部町品田に居住し、約60a耕作する農業者で、借入地の取得・増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は北区芳賀に居住し、世帯で約48a耕作する農業者で、増反により建部町市場の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は南区藤田に居住し、新規就農により建部町品田の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

田尾係長 御津・建部協議会に出席された委員さんが本日全員欠席のため、事務局からご報告いたします。御津・建部地区協議会で、5番から8番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見であるとのことでした。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 2 ページ9番、受人は南区小串に居住し、世帯で約63aの農地を耕作する農業者で、増反により小串の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は南区山田に居住し、世帯で約97aの農地を耕作する農業兼自営業者で、増反により古新田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は南区迫川に居住し、世帯で約88aの農地を耕作する農業兼会社役員で、増反により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

長瀬委員 南区協議会で、9番から11番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等(1)については、中・中央地区1番から南区11番までの全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。御津・建部地区の説明を事務局から願います。

田尾係長 3ページ1番、本申請は令和4年3月17日付農振除外済の案件で、転用目的は農家住宅兼動物病院です。

申請人は北区横井上の借家に夫婦2人で生活する農業者兼獣医師ですが、将来子どもができる予定であること、両親が高齢となり生活サポートを必要とする場合に備えること、夫婦で動物病院を運営する上で岡山市旧市内から北に向かって津山市まで動物病院が無いこと、将来的に全ての農地を相続し耕作していく予定であることから、耕作地に近い申請地に農家住宅兼動物病院を建築しようとするものです。

農地区分は、特定土地改良事業等実施後8年以上経過の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅であり、自己所有地で他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

田尾係長 御津・建部協議会に出席された委員さんが本日全員欠席のため、事務局からご報告いたします。御津・建部地区協議会で、1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見で

あるとのことです。

- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、申請等（2）は、御津・建部地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 それでは、そのように決定いたします。
- 次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。
- 田尾係長 4ページ1番、転用目的は自己専用住宅です。
- 申請人は、北区中仙道二丁目の借家に申請人と妻と子ども1人の3人で生活しており、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申請人の妻の勤務先に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 2番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は自己専用住宅です。
- 申請人は北区本町の借家に申請人らと子ども1人の3人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、申請人らの職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 3番、令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は分家住宅です。
- 申請人は、北区東花尻の借家に申請人と妻の2人で生活しており、家財道具が増え手狭になったことから、現住居を退去し、父所有の土地で申請人の実家に近く、将来両親の面倒を看るのに便利であること、農繁期には両親の農作業の手伝いができること、今後子どもが生まれたときには協力して暮らせる環境であることから申請地の使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 角南委員 中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。

- 議 長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。
- 田尾係長 4ページ4番、本件は令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。
- 申請人は河原にて土木建築工事業を営む法人ですが、事業拡大に伴い、従業員や資材・機材が増え、既存の露天資材置場だけでは手狭となったため、事業所及び既存の露天資材置場から近い申請地の所有権を移転し、露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 遠藤委員 北・吉備地区協議会で、4番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 次に御津・建部地区の説明をお願いします。
- 田尾係長 4ページ5番、転用目的は自己専用住宅です。
- 申請人は津山市の借家に家族4人で生活しており、子どもの成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから現住居を退去し、実家に隣接する祖父が所有する申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。
- 農地区分は、農地の広がり10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画など、一般基準上も問題ないと考えます。
- 議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。
- 田尾係長 御津・建部協議会に出席された委員さんが本日全員欠席のため、事務局からご報告いたします。御津・建部地区協議会で、5番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見であるとのことです。
- 議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。
- 全 員 異議なし。
- 議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。
- 山田主任 4ページ6番、本件は令和4年3月17日付農振除外済案件で、転用目的は店舗（コンビニエンスストア）です。
- 申請人は東京都品川区に本店を置き、コンビニエンスストア等の経営を主な事業としています。この度県道に隣接し、交通量が多く需要が見込まれ、休憩所の役割を果たせる施設として十分なサービスを提供できる申請地に賃貸借権を設定し店舗（コンビニエンスストア）を建築しようとするものです。
- 農地区分は、南区役所から500m以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題な

いと考えます。

5 ページ7 番，転用目的は露天駐車場及び露天資材置場の敷地拡張です。

申請人は南区小串にて堆肥の製造販売業を行うものですが，近年扱っている資材の量の増加に伴い，既存の資材置場では手狭になることから，現在申請地南側で利用している露天資材置場に隣接する申請地を所有権移転して露天駐車場及び露天資材置場として利用するものです。

農地区分は，農地の広がりか10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

8 番，本件は令和4年3月17日付農振除外済案件で，転用目的は自己専用住宅（分家住宅）です。

現在申請人である夫は南区浜野二丁目の実家にて，妻は南区妹尾の実家にて家族と暮らしています。この度夫婦で新生活を始めるために，妻の実家に近く，将来農業を継ぐ際にも便利な申請地に使用貸借権を設定して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がりか10ha以上の1種農地ですが，集落に接続した住宅であり，妻の祖父の土地で他に代替地がないことから，例外的に許可が可能で。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

9 番，転用目的は露天駐車場です。

申請人は南区箕島に居住する会社経営者で，現在申請地の西側で暮らしていますが，近くにある親戚宅での集まりや，墓参りの際に親戚の車を置く場所に困っていたため，この度露天駐車場として転用するものです。

農地区分は，農地の広がりか10ha未満の2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

10番と11番は同じ地域ですので，まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

10番，申請人は北区今保の借家で夫婦と子供2人で生活していますが，家財道具が増え，手狭となったことから，夫の職場に近く，妻の職場へ通勤しやすくなる申請地を所有権移転して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番，申請人は北区今保の借家に夫婦で生活していますが，家財道具が増え，手狭となったことから，夫の職場に近く，妻の実家に近くなる申請地を所有権移転して，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，福田地域センターから半径500m内の宅地割合が40%を超える場合に，40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

12番から15番までは同じ地域ですので，まとめて説明します。

転用目的はいずれも自己専用住宅です。

12番，申請人は北区田中の官舎で夫婦と子供2人で生活していますが，家財道具が増え，手狭となったことから，妻の職場に近い申請地を所有権移転し

て、自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は北区西辛川の借家に夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、夫の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は倉敷市水島青葉町の社宅に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の職場に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6ページ15番、申請人は南区彦崎の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道具が増え、手狭となったことから、妻の実家に近い申請地を所有権移転して、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

長瀬委員 南区協議会で、6番から15番までの10件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、申請等(3)については、1番から15番までの15件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(4)転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局から願います。

田尾係長 7ページ1番、変更後の転用目的は自己専用住宅です。

令和4年3月10日付で自己専用住宅を目的に許可となった案件で、当初転用者が自己専用住宅の建築を遂行することができなくなったことから、この度承継者が転用事業を引継ぎ、継続して転用事業を行うものです。

承継者は、中区中井三丁目の宿舎に妻と2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから現居住を退去し、申請人と妻の勤務先に近く、申請人の実家にも近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を願います。

角南委員 中・中央地区協議会で、1番について協議したところ、承認意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし。

議 長
山 田 主 任

次に南区の説明を事務局からお願いします。

7 ページ 2 番，転用目的及び事業計画に変更は無く，権利の種類の変更となります。

自己専用住宅を転用目的として，夫婦共有名義で令和 3 年 1 1 月 1 5 日付で許可を受けていましたが，代理人が申請人の意思を錯誤し，所有権移転の申請をしてしまいました。そのため，本来の申請人の意思である使用貸借権に変更するものです。

3 番，転用目的及び事業計画の変更になります。

当初計画者は，県外に居住する娘と一緒に暮らすため，申請地に自己専用住宅を建築する予定でしたが，娘が帰省する予定がなくなり，住宅を建築する必要がなくなりました。そのため，現在北区田中の借家に居住する夫婦が，夫の職場に近くなる申請地を所有権移転し，自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は，農地の広がり が 1 0 h a 未満の 2 種農地と判断され，転用目的は問題ないと考えます。また，転用面積・被害防除計画等，一般基準上も問題ないと考えます。

議 長
長 瀬 委 員

南区協議会の意見を踏まえて，協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

南区協議会で，2 番，3 番の 2 件について協議したところ，いずれも承認意見としており，農業委員としても同様の意見です。

議 長
全 員
議 長
全 員
議 長

他の委員さん，何かご意見がありますか。

異議なし。

それでは申請等（4）については，中・中央地区 1 番から南区 3 番までの 3 件を承認と決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは，そのように決定いたします。

次に，申請等（5）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について，事務局より説明をお願いします。

田 尾 係 長

8 ページ 1 番から 1 1 ページ 1 2 番までの 1 2 件で，すべて相続による所有権取得です。2 番及び 3 番についてはあっせんを希望していますので内容を確認する予定です。

各地区協議会では，いずれも問題なく受理意見です。

議 長
全 員
議 長
全 員
議 長

ただいまの説明に対してご意見，ご質問はありませんか。

異議なし。

それでは，申請等（5）については，1 2 件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

異議なし。

それでは，そのように決定します。

次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田 尾 係 長

報告（1）農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届については，1 2 ページ 1 番から 2 番までの 2 件で，転用目的はアパート用地 1 件，資材置場 1 件で，専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第７号の規定による転用届については、１３ページ１番から１４ページ９番までの９件で、転用目的は、露天資材置場２件、市道拡幅１件、自己用住宅１件、分譲住宅地２件、敷地拡張１件、自宅の拡張１件、住宅用地１件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１５ページ１番から３番までの３件で、解約理由はすべて耕作目的です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１６ページ１番から６番までの６件で、内容は、農業用排水路１件、農業用倉庫１件、農業用車両置場等１件、農業用給排水施設１件、農業用通路等１件、農業用倉庫への進入路、農作業場等１件です。

報告（５）農地改良届については、１７ページ１番から３番までの３件で、内容は果樹園１件、普通野菜畑２件です。

議	長	これらの報告について、ご質問等がありますか。	
全	員	ありません。	
議	長	それでは、これで第１号議案の審議を終了します。続いて、第２号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。	
事	務	局	第２号議案を説明
議	長	以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。	
事	務	局	次回総会予定（１０月１８日（火）市役所７階大会議室）
議	長	これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。	

閉会 午後２時４１分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員